

様式第10号（第4条関係）

視察研修結果報告書

2014年8月18日

大津市議会議長
園田 寛 様

会派代表者名
日本共産党大津市会議員団
塚本 正弘 印

視察・研修の結果について（報告）

本会派が視察・研修した結果について、下記のとおり報告します。

記

- 1 期 間 2014年7月26日（土）～28日（月）
- 2 視察研修先 第56回 自治体学校 in 仙台
宮城県仙台市（仙台国際センター・東北大学）
- 3 目 的 住民が安心して住み続けられる自治体を作るため、各自治体での実践を交流、
学習、討議して、その成果を地域に持ち帰り活かす活動を主体的に行う。今回は
特に被災地の震災復興を通して考える。
- 4 調査研究内容 別紙の通り
- 5 参加議員 石黒 賀津子

第56回自治体学校 in 仙台 2014年7月26日(土)～28日(月)

<報告>	1
1日目 7月26日(土) 13:00～17:00	1
全体会 仙台国際センター大ホール	1
●リレートーク	4
1. 「原発災害の現状と自治体の役割」	4
2. 「地域の中の保健師」	4
3. 「日常を取り戻すために 日常を失わないために」	5
2日目 7月27日(日)	7
分科会 9:30～16:00 東北大学	7
●特別分科会11 私たちの震災復興 ―大震災からの教訓―	7
ナイター企画 16:30～18:00 東北大学	12
3日目 7月28日(月) 9:30～11:45	14
全体会 仙台国際センター大会議室	14
第56回自治体学校 in 仙台に参加して	16

<報告>

1日目 7月26日(土) 13:00～17:00

全体会 仙台国際センター大ホール

●記念講演 憲法と地方自治～進行する「多重危機」のなかで

杉原泰雄(一橋大学名誉教授)

1. 「戦争放棄」の軽視

政治は憲法によって行わなくてはならない。しかし第2章の戦争放棄、第8章の地方政治が軽視され続けている。憲法の組み立てを見ると、第3章「国民の権利及び義務」(国民の人権保障)や第4章「国会」から第8章「地方自治」(民主主義)の前に戦争放棄をおいているということからも、どういう国を作ろうとしているかが分かる。しかし、この「放棄」が堅持されたのは最初の3年間だけ。

→1950年 警察予備隊ができる

1952年 保安隊(陸上部隊)と警備隊(海上部隊)ができる

1954年 陸上・海上・航空の3自衛隊ができる

1951年 旧日米安保条約により、米軍の日本駐留が認められた…集団的自衛権が入ってきたとみてよいのでは

1960年 新日米安保条約により日米の軍事協力と自衛隊の強化、日米の緊密な経済協力の促進を約束。

→これらを根拠に自衛隊は次第に大きくなり、防衛予算は世界で5番目、今年の年末には新しいガイドラインを策定するとし、集団的自衛権行使に向けての準備を進めている。

→まさに「戦争放棄」を放棄する憲法政治＝「ルールなき日本」の象徴

2. 「地方自治」の軽視

明治憲法ができたときから続いている。日本国憲法は国民主権を原理とし、それを具体化する上で第8章の「地方自治」を保障しようとしたにもかかわらず、天皇主権を原理とする明治憲法下の中央集権体制を堅持するという態度であった。

→帝国議会で内務大臣が、これからも現在の地方制度の建前（中央集権体制）は堅持していくのが適当だと明言。

近代的な資本主義体制を創出・発展させていくためには

- ①封建的身分体制を否定し、すべての国民に形式的な自由・平等を保障する
- ②研究・教育の発展を図る。すべての国民に普通教育を保障し、産業革命を遂行する
- ③封建的な割拠体制を解体し、言語・度量衡・貨幣を統一し、単一の市場とする

この3つを必ず行わなければならない。日本は②に、いち早く気づき、明治維新と共に従来学問は「士以上のもの」としてきたことを誤りとしたが、上からの近代化（近代市民革命ではなく、旧支配階級の一部の指導による近代化）であったため、明治憲法下の強力な中央集権体制の元では全面的には実現されなかった。

3. 日本の「地方自治の軽視」と「中央集権体制」の正当化論

○ジャコバン主義的民主主義論（地方自治は民主主義にとって不可欠なものではなく、重要なのは中央政府の民主化）の同調する地方自治論

○新中央集権主義

- ・交通・通信の発達に伴う生活圈と市場の拡大により地域・自治体の必要性が少なくなる
- ・社会国家（福祉国家）理念により、全国一律の水準を保障するため地域を越えた資源の利用を行うべき
- ・新自由主義論のもとで憲法の定める地方自治は全国民のもの、大きなコンテクストの中で考えるべき

○古い地方自治論への依存

- ・国が必要と考えた部分だけについて地方自治体が代わりに行使する承認説
- ・地方制度の本質的部分について憲法が保障しているという制度的保障説

↓

こうした伝説的自治研論で明らかにすべきことは
統治権の権利主体（所有者）としての国家とはどんなものか？
この国家の統治権は誰のものか？

↓

戦前は朕（天皇）、今は？フランス型は国民、ドイツ型は法人としての国家となる。
国家は中央政府ではない
権利は自分の利益のために行使できるが、権限はできない。

4. 多重危機の中でどう対応するか ～日本国憲法の地方自治の本格的再考を

国民の日常生活（社会的・経済的・文化的な生活）と政治生活（平和・人権・民主主義）を保障するた

めに日本国憲法に適合する「地方自治の憲法論」が必要。

国民は全国民として共通性を持った生活と同時に地域的な特性を持つ地域住民としての生活をしている。多くの国民は大部分を地域で生活している。

中小企業が国内の工場の99.4%をしめるということは地域の資本、労働力、地域的消費市場が圧倒的比率を占めている。このような産業構造でなお中央集権体制を維持し続けられれば、地域の生活・産業・文化は衰退する。

↓

①地方自治体は今、地域を発展させる十分な機能（権利・自主財源）を持っていない

②中央政府に地域政策を任せられないことを確認する

地域の集まりが国である。地域が衰退すれば日本全体が影響を受ける。

↓

国民の民主的な生活をゆがめているもの ～立憲主義の否定

- ・選挙制度のゆがみ…小選挙区1回投票制
- ・権力的政治の日常化…イラク派兵、特定秘密保護法、愛国心教育

↓

憲法全文は国民を統治権の権利主体としている「人民の、人民による、人民のための政治」

これの実現のためには地方公共団体に「権利としての自治権」を認めるのは当然のこと

5. 多重危機の中で

積み上げられてきた反憲法政治のもとで多重危機が姿を現している

↓

- ・リーマンショック
- ・東日本大震災と原発事故
- ・アベノミクスによる反憲法政治

↓

特に地方自治の貧しさが震災復興の壁になっている。憲法の求める地方自治の充実が必要。

6. 地方自治大学の創設を

地方自治を充実させる取り組みの具体化をするためには、必要不可欠な理念・理論・技術とそれを担う人材が必要。その中心となる人たちを育てていく研究・教育の場が必要。

【所感】

地方自治について、今までの日本の歴史が大きく影響していることを改めて学び、勉強になった。そして憲法に書かれている地方自治の条項に、今こそ光を当てなくてはいけない時代に突入しているのではないかという先生の講義内容に同感した。市町村合併が進められ、住民サービスが後退したといった声が出ているにもかかわらず政府は道州制をはじめ、中央集権体制を強化しようとしている。国にもものがいえない体制作りを進めようとしているようである。地方政治を軽視していたのでは国の成長はあり得ないといった原点の考え方に立ち返らなければ、今進めようとしている住民参加型の地方自治も進んでいかないだろう。憲法を改めて学び、地方自治の充実に向けて取り組みたいと思う。

●リレートーク

1. 「原発災害の現状と自治体の役割」

福島から 馬場 有（浪江町長）

福島は、地震の被害、津波の被害、放射能の被害、風評被害の「4重苦」をうけた。

責任を取らない国と東電に怒り

↓

○震災を受けたのに国、県、東京電力のどこからも連絡が入らない

テレビの情報で、町民に避難指示を出すといった状態。スピーディーの情報を政府は隠していたために、住民は放射線量の高い地域へ避難してしまい、不要な被曝をしてしまった。津波で182名が死亡…助けられなかった命・不要な被曝。

○政府は町民の健康管理に正面から向き合おうとしない

町で全町民の健康管理手帳を発行、18才未満の希望者に染色体検査を実施。

↓

町が代理人として原子力損害賠償紛争解決センターへ集団申し立てをおこなう

これは住民の福祉の増進を図ることを使命とする地方自治体として当然の責務である。

1000事業所が被災したが、現在第3次産業中心に19事業所が再開した。しかしまだ住めない地域であり宿泊ができない。子どもたちは699校の小中学校に転校し、ばらばらになった。

「どこに住んでいても浪江町民」という立場で「浪江町復興ビジョン」を策定

地元の復興を進めると同時に、避難先の自治体に協力をお願いしながら、すべての町民に平時と同じように行政サービスを届けていきたい

↓

被災地から基本的人権を求めていく

憲法25条 生存権…避難指示も届かず、情報も開示されなかった

憲法29条 財産権…先祖伝来の土地、田畑家屋などが汚染されたにも関わらず、現在の賠償額は財産侵害そのものである

憲法13条 幸福権…家族はばらばら、社会の絆も断たれ、仕事も喪失。人として普通の生活に戻して欲しい。

この福島原発事故を教訓に、二度と原発事故を起こしてはならない。再稼働など認められない。

2. 「地域の中の保健師」

岩手から 岩間 純子（岩手県大槌町民生部長寿課地域包括支援班・
大槌町地域包括支援センター主任主査）

①大槌町の被災状況

大槌町は、町長はじめ40人の職員が犠牲となる。人口は16000人から12000人まで減少し、

被災自治体の中でも高い人口減少率である。

②震災当初の状況

ライフラインが寸断され、状況把握ができず、幹部職員が犠牲になったことで指示系統を失い、職員は混乱。本来の仕事でない「遺体安置所の確保」に気持ちがついていかなかった。

③心の闇を語れない苦悩

自治体職員である以上、そちらを優先さす。責任者としての役割を果たすことで家族とも会えない状態。

④職員の状況

職員の大多数が被災者であったにもかかわらず、家族も探せず、寝食もままならないまま住民の苦情、ストレスを受けなければならない状態で働き、長期的なメンタルケアを受ける職員。多くの職員が犠牲となり、災害対応に遅れがあったが、それ以前に職員定数の削減を押し進めてきたことも、震災時の人手不足に拍車をかけた。また、専門職は計画的な職員養成と適正な年齢構成が求められるが、その点不十分であった。

⑤行政保健師として

地方自治体の職員としてすべての人々の健康、生活を守ることを責務としている。本来であればいち早く地域に出向き、住民に寄り添い、保健活動をすべきであったがそれができない状態。

今回の災害の教訓・課題→平常時から災害に備える力と体制を構築すること、保健師の果たす役割の専門性について職場の理解と協力を得ること

⑥地域の中の保健師

全国から560名もの保健師が支援にきていただいたが、「保健師」というだけですんなり住民に受け入れられた。この事実こそ、先輩の保健師が築き上げた住民との信頼関係である。仲間と一緒に励まし合いながら住民の生存権を保障する仕事をしていきたい。

3. 「日常を取り戻すために 日常を失わないために」

宮城から 小島 直広（河北新報社報道部 震災取材担当デスク）

震災でテレビもネットも携帯も使えなくなる。ガソリンもなく移動できない。
→新聞のみが生活関連情報を提供できる。人と人をつなぐ媒体。どんなときでも世の中のことを伝えることができる。

震災から3年。確実に報道は減ってきている。しかし震災は今も続いている。定住先が決まらず、日常生活を取り戻すことができない人々がまだたくさんいる。

復興の遅れ。自治体間、被災者間の格差が目立ってきた。

住宅再建がもっとも住民が望んでいること。しかし国の復興メニューに基づいた公的な住まいの再建は思うように進んでいない。

→被災自治体の職員不足、用地取得交渉の難航、建設作業員の人出不足や資材高騰による入札不調など

「2015年度まで」とした国の集中復興期間内に、すべての事業を終わらせることは困難。

復興が遅れることで、

・経済的に余裕がある人たちは自力で別の場所に我が家を求める。一方高齢者はひたすら仮設住宅で待ち続ける現状。

・人口流失し、過疎化が進む→漁業、水産加工業、農業などの産業再生、雇用確保が喫緊の課題。国は被災地の実情に合わせた臨機応変な支援策を。

風化が進む中で、改めて次なる地震・津波災害への備えをしっかりと。自治体は地域防災に力を入れ、住民と一丸となって訓練を継続していく必要がある。

【所感】

それぞれの立場から震災直後の自分たちのおこなってきたこと、そのときの思いなどを話された。お話をお聞きし、まだまだ過去の話しにはなっていない、まだ震災の被害は続いており、被災者は元の生活に戻る見通しが立っていないことを実感した。こうした状況の中で自分たちの責務を果たすために賢明に復興に取り組んでおられる様子を間近に聞き、私たちは今、被災地に向けて何ができるのだろうと考えさせられた。あまりにも国の対応が遅いなかで、風化されつつある被災地の現状を、まだそうではないんだということを知らせていくことから始めようと思う。

2日目 7月27日(日)

分科会 9:30~16:00 東北大学

●特別分科会11 私たちの震災復興 一大震災からの教訓—

【1】東日本大震災の救助・救援活動を指揮して

高橋 文雄(前 仙台市消防局長)

○今までの災害と違うところ→原発の災害が続いている・収束の見通しが無い

負傷者より死者が多い(津波の影響)

津波が起きるまでは想定内だった。

○S53 宮城県沖地震があったので対策は講じていた

→生かされたことは

①市民への継続的な啓発…地震だけでは負傷者は3人のみ

②校舎内の児童・生徒にけがはなし…校舎の耐震化100%

③自動販売機の転倒なし

④ブロック塀転倒の死者なし

⑤津波以外の死者は3人…家具転倒防止対策を高齢者世帯に取り付けていた。耐震診断も。

⑥震災の消火活動に消火栓、防火水槽を使用…水道管の耐震化おこなっていた

⑦防災ヘリ2機体制などの強化…365日飛べる、津波はヘリなくしては救助活動できない。

中野小学校は、本来ありえない空中消火をしてもらう。

○混乱した要因

・度重なる余震

・ライフラインが寸断

・食料、水の対策が不十分

・帰宅困難者がいる

→避難者(ピーク時10万人)・避難所運営の混乱を招く。

加えてガソリン等の燃料・食糧不足が混乱に拍車をかける

避難所に行くより、危険でない場合は自宅で待機の方がよいのでは。カセットコンロと水があれば死なない。3日間頑張れば、救援物資が届く。

○緊急消防救助隊

都道府県をひとつの単位として救助に行く。島根、神奈川、熊本、三重県から約1週間来てもらう。

(三重はコンビナートがあるので専門的知識があり、助かった)

○道路啓開に対しては解体工事の組合と協定を結んでいたのもとても助かった。

○隊員が疲弊

昼夜同じ体制でないと対応できないので家に帰れない。一時帰宅、破傷風ワクチン接種、メンタルヘルス、健康管理。「がんばろう仙台」は市民向けではなく本当は職員向け。

【2】仙台市における震災廃棄物等の処理について

遠藤 守也（仙台市環境局 廃棄物事業部長）

1. 震災廃棄物等の処理方針

他の自治体より処理が早かったのは、「自己完結型」でやる方針を立てたこと。東松山市と仙台市のみがこの方針を立てた。（産廃の権限は県だが、県は県外のスーパーゼネコンを待っているだけ）

1年以内の撤去、3年以内の処理完了の計画を立てる。

→予算（まず5億、4月に10億）→計画→地元業者→他都市の支援→国との連携

○阪神淡路大震災を受けて平成19年にがれき撤去計画を作っていたが想定外の事態

①膨大な排出量

②津波被害で広範囲

③不明者の捜索や遺留品捜しで時間がかかる

④がれきと土砂の混合により、分別焼却が困難

⑤塩害（ダイオキシン）、津波堆積物、放射能により、既存焼却炉への影響、リサイクル、活用先の困難さ

↓

まだ少なめだったし、平野部が広く、仮置き場の整備ができた（他地域は仮設住宅を優先したら場所がなくなった）。また、がれき処理のノウハウがあった（一般廃棄物処理の実務経験、処理施設の整備、管理実績、産廃の指導実績）。産廃の許認可を取っているのもその人たちとも意思疎通できた。

2. がれき搬入場の整備及び運営

仮置き場はすぐ一杯になるので5箇所+3箇所を整備、その他基本は既存施設を活用して仮設の専用処理施設とした。

3. がれき等の撤去

破損家屋は本人の同意があるので5月23日～行い26年2月に完了。ハイブリッド車は感電するので注意。

4. がれき等の処理・リサイクル

リサイクル率72%。可燃ごみ、不燃ごみ、金属の3種類に分別してもらう。

家庭ごみは平成17年度ですべて民間委託しており、車両は少ししかなく、神戸、京都、横浜から運搬車両の応援をいただいた。道案内については環境事務所の職員で直営の時代の人が残っていたので助かった。地元職員の道案内は重要である。

津波の廃棄物については…一般廃棄物にしたら補助金が出た。しかし法制度上欠陥有り。一般と言っても実際は産廃であり、木くずくらいしか破碎できない。コンクリートが破碎できるモノがないので産廃処理場を「一般」に変えないとできないなどの矛盾がある。そこは災害救助法で運用してもらった。

大規模災害は周辺の自治体も被災しているのでも離れた自治体と協定を結んでおく必要有り。仙台市は政令市20都市と協定を結んでいたのが良かった。

アスベスト、土壌汚染、ダイオキシン、放射性物質などについて調査をおこない環境に配慮した。

○今後の課題

- ・技術継承…記録化、人材育成
- ・多様な災害への対応…情報収集（震災・風水害）、計画策定（災害廃棄物処理計画の策定・改訂）
- ・連携強化…地域連携の他に、産官学：学会、業界、国、県、他都市

【3】南蒲生浄化センターの東日本大震災対応と復旧

石川 敬治（南蒲生浄化センター所長）

74 万人分の下水→30 万立方メートル/日の処理を行わなければならない。

（仙台市はポンプ放流しなくても自然勾配で太平洋に放流している）

下水道整備の全国平均は 77%、仙台市は 99.5%である。4500 の機器がすべて停止した。災害査定額総被害 726 億円（まだ未調査の所もあり実際はもっとかかる）

内訳…管渠	97 億円
ポンプ	14 億円
処理場	576 億円（うち南蒲生で 575 億円）
農業廃水	38 億円

地元の衛生組合 37 箇所が大活躍→市と協定結んでいた。くみ取り車が何十台と必要だったが協定を結んでいなかったら、1 社ずつ電話しなくてはならなかった。日頃からの訓練も役立った。

縦割り行政の弊害が→道路の啓開も道路管理課でないと予算が出ないといわれ、自衛隊に頼んでも上官の命令がないと動かない。18 時になると帰ってしまうなど。

○復旧に向けて

- ・平成 27 年末までに新しい施設建設へ。接触酸化法による中級処理に→今は凝集剤を入れて処理している。
- ・作業員の不足（震災時は海外からも頼んだ）
- ・太陽光と小水力発電を取り入れる（800 ワット）

○緊急事態に市民として協力できること→下水道館内閉塞状態を避けるために

→風呂水の使用、台所の洗いは植木に、トイレトペーパーは燃えるごみ、残飯出さない、食器は洗う前に拭いて汚れを取る、油は流さないなど

○BCP は完成させず、1 年ごとに見直す。

現場にいる人が即時に判断する能力が必要→人材育成が急務

【4】仙台市の宅地被害と復旧

宮野 賢一（仙台市太白区緑が丘4丁目被災者会）

○宅地被害の特徴として切り土は被害少なく、盛り土した地域で大きな被害となった
被害が大きかった理由→宅地造成規制法施行前のずさんな仕事
本来造成すべきでない斜面であった

○復旧には多額の費用と時間が必要であった

この時点の制度の中では93%が適用できず、新潟中越地震の時の特例措置を使っても63%が適用できなかった

↓

①2011年10月 造成宅地滑動崩落緊急対策事業の創設

②災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

国会で取り上げてもらい、①（218地区3023宅地）と②（43地区201宅地）あわせて261地区3224宅地を対象に→被災宅地に認定された4031の宅地のうち80%が公共事業の対象となった。

↓

2012年6月には2011年9月以降新たに1049宅地が被災宅地に認定された。

①が239地区3335宅地、②が10地区201宅地で計249地区3536宅地（被災宅地の69.6%）→最終的には79地区が対象外ということで、結局、被災宅地の53%が公共事業の対象、残りは仙台市独自となる。

↓

2014年5月 被災宅地5728宅地なので公共事業での復旧は47%、市独自が53%。

○工事の遅れは資材不足、熟練労務者の不足、地盤がずれて当事者同士で境界確定ができないなどの理由であった。

○復旧上の課題

- ・個人資産には予算を出さない…宅地内の被害に支援がない
- ・被災者生活支援法では上限が300万円。2次支援金も活用できなかった
- ・被災者の高齢化で住宅ローンが使えない…空き家が大量に発生（緑が丘3丁目は32%）

○宅地地盤の経歴の情報化と公開の重要性→盛り土は買わなくなるだろう

- ・国のハザードマップの対象範囲を拡大し、迅速な完成を
- ・正確な情報を伝える
- ・宅地造成時の規制及び技術基準を見直し、情報を開示する。

【5】津波被災地保健師100人の声（宮城）報告

伊藤 慶子（保健活動研究会会員・元石巻市保健師）

被災直後からの保健師たちの困難を極めた活動体験を記録として残すことが、今後の復興にとっても大切だと、震災から1年半後にアンケートを実施。その後直接聞き取りもおこなった。スタッフ編、職責者編にわけて冊子としてまとめた。

アンケート内容の主なものは

- ・震災後どのような活動（業務）を展開したか。そのとき、保健師として重要と感じたことは何か。
- ・活動場所事の業務について（避難所・仮設住宅など）
- ・他圏域からの保健師の審査委支援活動について
- ・震災前に比較して大きく変わった業務
- ・保健所との関係

（回答については報告集参照）

これらの結果を踏まえて2013年4月13日、以下の提言が出された。

「津波被災地保健師からの10の提言（宮城）」

- ①災害対策本部に保健師（職責者）を参加させること。保健師の職能生を重視すること
- ②震災時の保健所の役割を抜本的に見直し、保健所長の権限を強化すること。
- ③保健師の地域担当制を重視した保健師業務の見直しをすること。
- ④保健師のスキルアップや教育制度に震災の経験を活かし取り入れること。
- ⑤平成の市町村大合併の旧町村の地域保健計画を見直すこと。
- ⑥保健師の専門能力を正當に評価すること。
- ⑦地方公務員の職員を増やすこと。
- ⑧県は福祉避難所を全自治体に設置し運営体制の計画を策定すること。
- ⑨厚労省は震災時にDMATに相当する保健師組織を準備すること。
- ⑩県は県の復興計画に県保健所と市町村保健師体制の抜本的強化に取り組むこと。

【5人の報告の所感】

実際現場に入って活動された生の話なので、非常に迫力があつた。様々な制度があるが実際使うことができなかつたため、声を上げて制度を変えさせてきたこと。また、災害が起こつたその瞬間はその場にいたそれぞれの職員の判断しかない、だから専門的的力量を持った人を育成する必要が急務であること、日頃からの備えがいかに大切であるか・・・など、現場で実際ぶちあたつた困難から多くの教訓が導かれていた。自治体職員のみなさんは自分の自治体職員としての誇りと責任を持って住民のためにその役割を果たすために今も努力し続けておられることに本当に頭が下がる思いになつた。大津市でも「保健師の10の提言」をはじめとし、震災後の教訓など、活用できる部分もたくさんあるのではないか。地方自治の充実のため、私も微力ながら自治他職員のみなさんと力を合わせて自治体施策充実のためがんばりたいと思う。

ナイター企画 16:30~18:00 東北大学

●住民の「生存権」を守るために、私たちができること

助言者：井上英夫（金沢大学） 運営：渡辺 潤（公的扶助研究会）

昨年「水際作戦が合法化される」と批判のあった改正生活保護法が成立。親族に扶養義務を求める規定など、今後に大きな影響を与えると思われる。こうした内容を中心に交流を行った。

○民法上の通説では

生活保持義務…自己の生活と同程度の生活（夫婦と未成熟の子に対して）

生活扶助義務…社会的地位にふさわしい生活を成り立たせた上で（成人した子と親、兄弟に対して）

- ・扶養義務については民法上何も変わらないが、法改正により運用上厳しくなる可能性がある。
- ・東京は、10年以上交流がなければ扶養照会もかけないが、大阪市は大学生にまで扶養照会をかけている。個別的判断が必要ではないか。
- ・また、大阪市は扶養義務者に仕送り額の目安表を作った。

ex. 収入が0~120万円の人は、仕送り額は0~1万5千円。

○改悪案では

- ・申請は書面で
- ・証明書は申請と同時に出す
- ・不正受給については自治体の判断で不正した額の1.4倍まで天引きしてもいい

これらについては「原則として」「今までと変わらない」と国会の答弁で述べていたにもかかわらず、厚労省の説明はそうではなかった。

→国民のこれはおかしい！との運動で政省令案を書き直させた。

○フロアーからの質問

- ・過払いの返還額が大きいのでは？と聞くと、市は基準額の1割までならいいというが？

→返還の仕方は自治体によって様々。

- ・職員のミスで過払いとなった場合責任はどこに？

→受給者の返還については「2ヶ月を超えてさかのぼらない」と国の法律に書いてある。

倫理上でなく法律に照らして職員の責任は決まる。個人より市の責任となるだろう。

・暴力団対応のため、元警察官OBが配置されたが社会福祉法により面接や訪問はできないことになっているので仕事がない。職員の経験が浅く頼らざるを得ないときもあるが。

→そもそも国が配置すれば10割の補助金を出すことに問題あり。女性職員の訪問に同行し、何かあったときに待機する、不正の疑いのある受給者の尾行、封筒入れなどの雑用も頼んでいるなど、各自治体が考える様々な知恵。

- ・一人のケースワーカーの持つケースが多すぎる

→基準は80人だが、名古屋は130、大阪116となっている。日給7500円のアルバイトにさせているところも。正規職員でのワーカーを増やす運動を。

【所感】

今、注目されている話題である。大津市も法改正に伴い、再度同意書の提出を求められたといった受給者からの相談があったので、他の自治体にお聞きしたが、参加者からそういったことをされている自治体はなさそう（大阪はされた？）で、大津市の過剰反応ではないかと思われた。制度の運用は自治体の裁量に任されているところも多いと思われるので適切な対応をしていただけるよう職員さんとも話しをしていきたい。

3日目 7月28日(月) 9:30~11:45

全体会 仙台国際センター大会議室

●特別講演 福島第一原発の汚染水問題の現状

柴崎直明 (福島大学共生システム理工学類教授)

1. 原発汚染水問題の経緯

汚染水問題はおさまるところか2011年4月になるとますます深刻となる

→「比較的汚染度の低い水」を海に放出し、国内・海外からも大きな反発を受ける。

東電は「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」(ロードマップ)を公表。

→しかし汚染水問題に関してはこの目標から大きくかけ離れたものとなる。

2013年にはタンク自体の構造の問題だけでなく、地盤の問題や人為的ミスから汚染水漏れ事故が頻繁に発生。地元住民や漁業関係者をはじめ多くの人々が不安を感じ、風評被害や復旧・復興に遅れが出ている深刻な状態となっている。

2. 原発汚染水問題の背景

福島第一原発の敷地は建設時から地下水の問題に悩まされ、良好な地質条件ではなかった。地下水が湧出する問題は、ポンプでくみ上げられる装置も震災により機能しなくなり、現在まで続く深刻な汚染水問題の要因となっている。

3. 汚染水タンクの地盤問題

2013年8月に発生したタンクからの300トンもの汚染水漏れ事故はタンクの地盤問題に起因するものであった。普通家屋では傾斜は0.3%までとされているが、汚染水があふれた場所は0.77%から最大2.4%もの傾斜があった。東電は必要な調査や対策は実施していると説明するばかりでデータの公表をほとんどしていない。今後設置するタンクだけでなく、すでに設置されているタンクについても堅牢なタンクへの交換や十分な地盤強化を早急を実施すべきである。

4. 地質・地下水解析の問題点

東電は地質や地下水について第一福島原発敷地内のことしか考慮していない。また地層区分も単純化された粗いもので、透水係数などのパラメーターも具体的な算出根拠が示されておらず、モデルの検証作業もきわめて不十分である。これについては原子力規制委員会からもクレームがつき、見直しが図られたが、さらなる改善の余地が数多くあると思われる。

5. 地元自治体による独自の監視の必要性

汚染水問題については様々な技術的問題だけでなく、2014年に入ってから、東電の作業管理に対する認識の甘さや不十分な対応に起因するものが多発してきている。政府は2013年から「東電任せにせず国が前面に出る」としているが実態は大きく異なり、特に汚染水問題については当事者能力が欠けている東電に任せっきりになっている。東電から提供される情報のみで汚染水や廃炉作業の安全監視を行うことは不十分である。敷地境界外側に汚染水が漏れだしていないかどうか厳格に監視していく必要が

ある。県や地元自治体などが協力して独自に科学的データを取り、それをもとにしっかりと汚染水対策や廃炉作業の安全監視を行った方がよいと思われる。

【所感】

非常に専門的な内容を、スライドを用いながらわかりやすく説明され、改めて国と東電の無責任さに腹立たしい思いになった。原因究明ができていないため、次々と起こるトラブルにも場当たりの対応しかできないお粗末さである。高濃度の汚染水は間違いなく海へと流れ出している。世界中に大きな影響を及ぼしている現実を政府や東電はどう思っているのだろう。それでももうけのために原子力発電は必要だと原発を再稼働し、輸出までしようとしている。自治体と住民が自然エネルギーを活用した仕事興しに取り組み、原発のない社会へと政治を動かしていくことが求められる。国や東電が責任を取るのは当然であるが、任せていたのでは信頼できない。国民がしっかりと監視し、いい加減なことをすればしっかりと追求することが必要である。

7月26日(土)～28日(月)に開催された自治体学校に参加した。今年は仙台で開催ということで、全体会・分科会も被災地の震災復興に関連する内容が多かった。

記念講演「憲法と地方自治」(杉原泰雄 一橋大学名誉教授)では、日本国憲法第2章の戦争放棄、第8章の地方政治が軽視され続けている現状が、歴史を紐解くことで明らかにされた。

国民は全国民として共通性を持った生活と同時に多くの時間を地域的な特性を持つ地域住民として過ごしている。また中小企業が国内の工場の99.4%をしめており、地域の資本、労働力、地域的消費市場が圧倒的比率を占めている。このような産業構造でなお中央集権体制を維持し続けられれば、地域の生活・産業・文化は衰退するのは明らかである。しかし今、地方自治体は地域を発展させる十分な機能(権利・自主財源)を持っていない。リーマンショック・東日本大震災と原発事故・アベノミクスと、積み上げられてきた反憲法政治のもとで多重危機が姿を現している。生活の中でも選挙制度のゆがみ(小選挙区制)、特定秘密保護法、愛国心教育など権力的政治が日常化されている。地方自治の貧しさが震災復興の壁になっている。「今こそ憲法に書かれている地方自治の条項に、光を当てなくてはいけない時代に突入している」という先生の講義内容に同感した。市町村合併が進められ、住民サービスが後退したといった声が出ているにもかかわらず政府は道州制をはじめ、中央集権体制を強化しようとしている。憲法を改めて学び、住民参加型の地方自治の充実に向けて取り組みたいと思う。

リレートークでは、福島県の浪江町長、岩手県大槌町の保健師、宮城県の河北新報社報道記者の方からそれぞれの立場で震災当時の現状と、現在の復興状況について報告があった。こうした状況の中で自分たちの責務を果たすために賢明に復興に取り組んでおられる様子を間近に聞き、私たちは今、被災地に向けて何ができるのだろうと考えさせられた。震災の被害は続いており、被災者は元の生活に戻る見通しが立っていない。風化されつつある被災地の現状に、あまりにも無責任な国に対して厳しく責任を追及しなくてはならない。

二日目の分科会も私は現地の自治体職員さんがどんな気持ちで復興に取り組んでこられたのか、どういった教訓が得られたのか、生の声が聞きたくて、「私たちの震災復興」という分科会に参加した。当時の仙台市消防局長、廃棄物事業部長、浄化センター所長、元石巻市保健師、宅地被害復旧のために住民運動を続けてこられた自治会の被災者会から、報告があった。災害が起こった時はその場にいた職員の判断しかない、だから専門的の力量を持った人を育成する必要が急務であること、様々な支援制度があるが実際使うことができなかつたため、新制度を創設させたこと、日頃からの訓練や備えがいかに大切であるか・・・など、現場で実際ぶちあたった困難から多くの教訓が導かれていた。自治体職員のみなさんは自分の自治体職員としての誇りと責任を持って住民のためにその役割を果たすために今も努力し続けておられることに本当に頭が下がる思いである。

三日目の特別講演「福島第一原発の汚染水問題の現状」(柴崎直明 福島大学共生システム理工学類教授)は、専門的な内容であったが、わかりやすく説明していただき、改めて国と東電の無責任さに腹立たしい思いになった。原因究明ができていないため、次々と起こるトラブルにも場当たりの対応しかできない。高濃度の汚染水は間違いなく海へと流れ出している。世界中に大きな影響を及ぼしている現実を政府や東電はどう思っているのだろう。それでももうけのために原子力発電は必要だと原発を再稼働し、輸出までしようとしている。自治体と住民が自然エネルギーを活用した仕事興しに取り組み、原発のな

い社会へと政治を動かしていくことが求められる。国や東電が責任を取るのは当然であるが、任せていたのでは信頼できない。国民がしっかり監視・追求することが必要だと感じた。

今回、地方自治を充実させる取り組みの具体化をするためには、必要不可欠な理念・理論・技術とそれを担う人材が必要であり、その中心となる人たちを育てていく研究・教育の場としての地方自治大学の創設が記念講演で提案された。住民が安心して住み続けられる自治体を作るため、各自治体の実践を交流、学習、討議して、その成果を地域に持ち帰り活かすことのできる「自治体学校」はその足場となる大切な取り組みである。来年は岐阜で開催予定とのこと、ぜひまた参加したい。